

いの町有地活用条件付き公募型プロポーザル【ギャラリー・コパ】
審査要領

(目的)

- 1 この要領は、いの町有地活用条件付き公募型プロポーザルにおける買受候補者を選定するためのプロポーザル審査方法を定めることを目的とする。

(審査方法)

- 2 買受候補者選定の審査方法は、以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、「いの町有地活用条件付き公募型プロポーザル審査会設置要項」第3条に規定する委員を持って充てる。

(2) 応募書類に関する審査

各項目における評価点の合計点は100点とし、審査項目、配点及び最低基準点は、別紙1のとおりとする。

(3) プロポーザル審査の対象

応募書類及びプロポーザル応募者からの説明等(プレゼンテーション)とする。

(4) 買受候補者の選定方法

各審査委員の別紙2における採点の合計値を各応募者の点数とする。審査委員ごとの点数の合計値を総評価点とし、総評価点が一番高い者(以下、「最高得点者」という。)を買受候補者とする。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

総評価点において、複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、審査委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

審査員の採点の結果、各審査項目に設けた最低基準に満たさない項目がある応募者は買受候補者選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合又は無い場合の取扱い

応募者が1者で最低基準を満たす場合は、当該応募者を買受候補者とする。

なお、応募者が1者で最低基準に満たない場合は、応募者に書類の再提出を求め再度審査を実施するものとし、応募者が無い場合は、再度公募を実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年10月18日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、いの町有地活用条件付き公募型プロポーザル【ギャラリー・コパ】の契約締結をもってその効力を失う。

いの町有地用条件付き公募型プロポーザル【ギャラリー・コパ】
審査項目及び評価内容

審査項目及び評価内容		配点	最低基準
1) 実施要項にある目的、内容、要件にかなう計画内容か	① 地域内振興に資する利活用	20点	12点未満
	② 地域間交流に資する利活用	20点	12点未満
2) 計画を適切にかつ確実に実現できる能力を有しているか		10点	6点未満
3) 計画スケジュールは実現できるものであるか		10点	6点未満
4) 地域住民と良好な関係性を構築できる計画内容であるか		10点	6点未満
5) 買取希望価格を売却基準価格で除した数値が「1」であれば、25点とし、「1」未満の場合は、0点とする。 「1」を超える場合は、30点を上限に、「(買受希望価格/売却基準価格)×25点」で算出された数値(小数点以下切り捨て)とする。		30点	—
合 計		100点	42点未満

別紙2

いの町有地用条件付き公募型プロポーザル【ギャラリー・コパ】
プロポーザル審査表

応募者	
-----	--

審査委員	
------	--

審査項目及び評価内容	採点 / 配点
1) 実施要項にある目的、内容、要件にかなう計画内容か	
① 地域内振興に資する利活用	点 / 20点
② 地域間交流に資する利活用	点 / 20点
2) 計画を適切にかつ確実に実現できる能力を有しているか	点 / 10点
3) 計画スケジュールは実現できるものであるか	点 / 10点
4) 地域住民と良好な関係性を構築できる計画内容であるか	点 / 10点
5) 買取希望価格を売却基準価格で除した数値が「1」であれば、25点とし、「1」未満の場合は、0点とする。 「1」を超える場合は、30点を上限に、 「(買取希望価格/売却基準価格)×25点」で算出された数値(小数点以下切り捨て)とする。	点 / 30点
合 計	点 / 100点